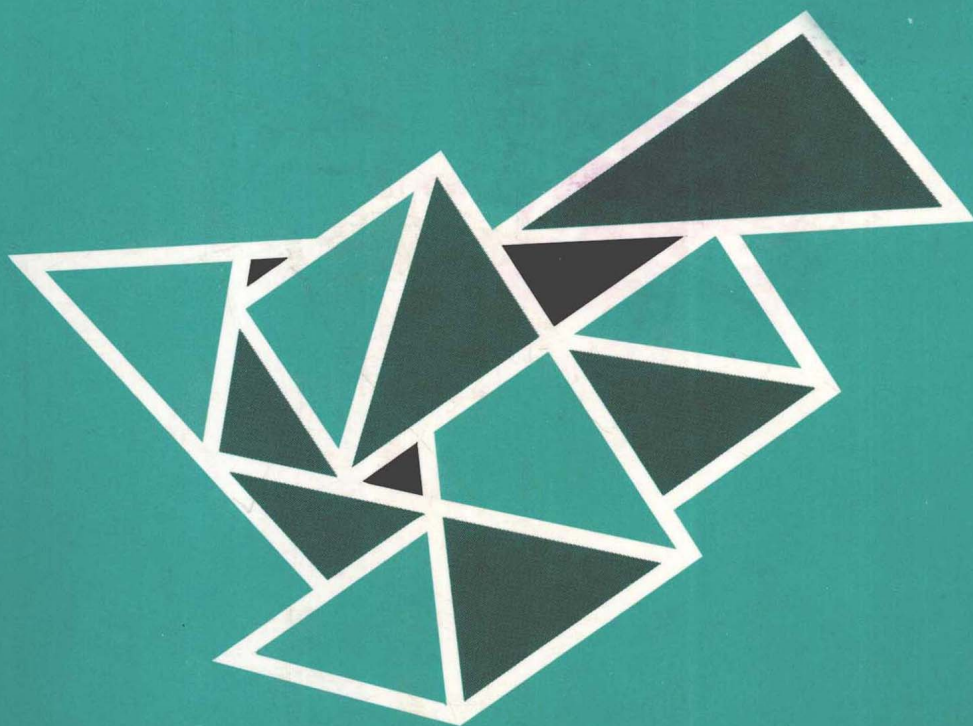


60 年度版

図解
要点

所得税法

野水 鶴雄 編著



同文館

60年度版

図解
要点

所得税法

野水 鶴雄 編著

同文館

〈編著者略歴〉

野 水 鶴 雄 (のみず・つるお)

昭和8年熊本県生まれ。

早稲田大学商学部卒。

国税庁所得税課，審理課課長補佐，税務大学
校教授等を歴任

主な著書 『基本所得税法』（税務経理協会），
『徹底解明所得税法』（中央経済社）ほか

《換印省略》

昭和60年7月20日 初版発行

略称一図解所得<60>

図解
要点

所得税法（60年度版） 定価 3,000円

編著者 野 水 鶴 雄

発行者 中 島 朝 彦

発行所 同文舘出版株式会社

東京都千代田区神田神保町 1-41 〒101

電話（東京）294-1801～6 振替東京0-42935

© T. NOMIZU

Printed in Japan 1985

印刷：東洋経済印刷

製本：東洋経済印刷

ISBN 4-495-17343-X

は し が き

所得税は、営利追求のための法的所産である法人の所得に対して課される税としての法人税とは違い、“日常生活にもっとも身近な税金”として、個人の所得に対して課される税であり、法人税制にはない所得税制固有の多くの問題がある。

それだけに、所得税法は、各種の税法のなかでも複雑・難解な税法の一つであるといわれ、かつ、法令・通達等のボリュームも多いことから、一般的には受験生から敬遠されがちである。

しかし、直接税における所得税の地位は、もっとも基本的なものであり、その重要性は税法体系のなかでも最高のものである。

むずかしいからといって、この所得税法をマスターしなければ、直接税の基礎を知らないことになり、他の税法を学ぶ場合にも真の理解ができないのではないと思われる。

本来、所得税は冒頭に記した如く、個人の日々の生活に密着した行為に対する課税であるから、万一間違ったアドバイス等をしたことにより無駄な税金を個人に負担させた場合には大きく信用を落すことになる。たとえ零細な同族会社の社長であっても会社から支出した税金と個人から支出した税金とでは、精神的には大きな差があるからである。法人税は税理士事務所の運営のために、所得税は税理士事務所の信用のために究明しなくてはならないといわれる所以である。

このことから、税務の専門家を目ざす者には、その課税の仕組み、所得金額や税額の具体的な計算、その他重要な課税上の取扱いを熟知し理解することが要求される。

本書は、税務の専門家や専門家を目ざして研修を進めている方々を読者に想定して、複雑・難解、かつ、ボリュームの多い所得税法をできるだけ簡素化し、また、全事項を細大もろさず網羅したサブノートの要点整理集として構成されている。

したがって、本書は、つぎの諸点に配慮されている。

- ① 解説は、法令の要旨を明確、かつ、具体的に理解していただくべく、説明が平易・簡潔にされている。
- ② 各項目ごとに **図解** を示し、一目理解の便に供されている。
- ③ 各項目ごとに **要 点** が示されている。なお、できるだけコンパクトにと心した関係上、引用法令等を明示し、より一層の学習の便に供されている。
- ④ 〈復習問題〉を各項目の末尾に設定し、これに対する解答をほどこし、理解の一助とされている。

本書は、税理士試験受験者向きのものとなっているが、一般実務家などにも理解しやすいようにとつとめられている。

昨今、税理士試験に於て1課目合格するためにはその人の集中力の差もあるが、通常、1,000時間程度の勉強が必要といわれている。1年に1,000時間ということは1日平均して3時間は勉強しなければならないことになる。平均的な合格者が1,000時間であるから、確実に合格するためには1,200～1,300時間の勉強はしなければならないと覚悟すべきであろう。

本書は私を中心としてこの様な努力を重ねて税理士試験に合格し、実務界で活躍されている人々との税法研究会（山水会）のメンバー（石井敏男、石黒民夫、井出征洋、小幡美智、加藤泰子、河合康夫、木島俊藏、桜井勝人、清水京子、田辺尋子、那須喜市、古屋鈴子、松本正博の各氏）が、実務のかたわら約3年間にわたり研究会を重ねて作りあげられたものである。大方は読者の要請に応えられると自負しているが、限られた紙幅のこともあって、解説に精粗・不備の点があろうかと思われるが、読者諸賢のご叱正をいただき筆を加えていきたいと思っている。

最後に、本書の出版について格別の御協力を頂いた同文館出版株式会社の関

係の方々に深甚の謝意を表する次第である。

昭和60年 5 月

編 著 者

— 凡 例 —

1 本書は、昭和 60 年 4 月 10 日現在の法令に基づいている。

2 引用した主な法令および通達の略称は、次による。

法………所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

令………所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）

規………所得税法施行規則（昭和 40 年省令第 11 号）

基通………所得税基本通達（昭和 45 年直審（所）30）

耐令………減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年省令第 15 号）

耐通………耐用年数の適用等に関する取扱通達（昭和 45 年直法 4—25 ほか）

措法………租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）

措令………租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）

措規………租税特別措置法施行規則（昭和 32 年省令第 15 号）

措通………租税特別措置法（所得税関係）通達（昭和 50 年直法 2—2）

通則法……国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）

災免法……災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律
（昭和 22 年法律第 175 号）

3 引用した条項号の数字は、次による。

1, 2 の数字………条

①, ②の数字………項

一, 二の数字………号

目 次

第 1 編	通 則	1
〔1〕	納税義務者	3
〔2〕	所得の帰属	8
〔3〕	納 税 地	11
第 2 編	課税所得の範囲	15
〔1〕	課税所得の構成	17
〔2〕	非課税所得	19
〔3〕	免 税 所 得	25
第 3 編	課税標準等の概要	27
第 4 編	利 子 所 得	33
〔1〕	利子所得の範囲	35
〔2〕	利子所得の金額	37
〔3〕	利子所得の課税制度	39
第 5 編	配 当 所 得	43
〔1〕	配当所得の範囲	45
〔2〕	配当所得の金額	49
〔3〕	配当所得の課税制度	53
第 6 編	不 動 産 所 得	59
〔1〕	不動産所得の範囲	61
〔2〕	不動産所得の金額	63
〔3〕	不動産所得の課税制度	66
第 7 編	事 業 所 得	69
〔1〕	事業所得の範囲	71
〔2〕	事業所得の金額	73
〔3〕	事業所得の課税制度	75
第 8 編	給 与 所 得	77

〔1〕 給与所得の範囲	79
〔2〕 給与所得の金額	80
〔3〕 給与所得の課税制度	82
第 9 編 退職所得	85
〔1〕 退職所得の範囲	87
〔2〕 退職所得の金額	88
〔3〕 退職所得の課税制度	89
第 10 編 山林所得	91
〔1〕 山林所得の範囲	93
〔2〕 山林所得の金額	94
〔3〕 山林所得の課税制度	97
第 11 編 譲渡所得	99
〔1〕 譲渡所得の範囲	101
〔2〕 譲渡所得の金額	103
〔3〕 譲渡所得の収入金額	107
〔4〕 譲渡所得の取得費及び譲渡費用	111
〔5〕 譲渡所得の課税制度	116
〔6〕 特別控除の制度	120
〔7〕 譲渡所得の課税の特例	126
第 12 編 一時所得	147
〔1〕 一時所得の範囲	149
〔2〕 一時所得の金額	151
〔3〕 一時所得の課税制度	153
第 13 編 雑所得	155
〔1〕 雑所得の範囲	157
〔2〕 雑所得の金額	159
〔3〕 雑所得の課税制度	161
第 14 編 収入金額	163
第 15 編 必要経費	171
〔1〕 必要経費の通則	173
〔2〕 必要経費の例外	176

〔3〕 たな卸資産の評価	184
〔4〕 減価償却資産の償却費	189
〔5〕 繰延資産の償却費	201
〔6〕 有価証券の評価	204
〔7〕 資産損失	207
〔8〕 引当金・準備金	217
第 16 編 収入金額及び必要経費の帰属の特例	231
第 17 編 課税標準	245
〔1〕 損益通算	247
〔2〕 損失の繰越控除	252
第 18 編 所得控除	259
〔1〕 雑損控除	261
〔2〕 医療費控除	265
〔3〕 社会保険料控除	267
〔4〕 小規模企業共済等掛金控除	268
〔5〕 生命保険料控除	269
〔6〕 損害保険料控除	273
〔7〕 寄付金控除	275
〔8〕 人的控除	278
〔9〕 配偶者控除・扶養控除	282
〔10〕 基礎控除	284
〔11〕 所得控除の順序	285
〔12〕 確定申告書に添付する所得控除に関する書類	286
第 19 編 税額の計算	291
§1 税額の計算	293
〔1〕 所得税の額の計算	293
〔2〕 税率	295
§2 税額控除	297
〔1〕 税額控除の種類	297
〔2〕 配当控除	297
〔3〕 外国税額控除	300
〔4〕 住宅取得控除	303

〔5〕	試験研究費控除	307
〔6〕	投資税額控除	309
第 20 編	税額の計算の特例	313
〔1〕	変動所得又は臨時所得の平均課税	315
〔2〕	資産所得の合算課税	319
〔3〕	土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例	329
〔4〕	みなし法人課税の特例	332
第 21 編	予 定 納 税	337
第 22 編	申告，納付及び還付	343
〔1〕	確定申告・納付	345
〔2〕	修正申告・納付	349
〔3〕	更正の請求	351
〔4〕	延納制度	353
〔5〕	還付制度	355
第 23 編	青色申告	359
〔1〕	青色申告制度	361
〔2〕	優遇措置	363
第 24 編	帳簿書類の備付け，保存義務等	365
第 25 編	更 正・決 定	371
第 26 編	源 泉 徴 収	377

第 1 編 通 則

[1] 納 税 義 務 者

図 解 (1) 納税義務者

納税義務者の区分		課税所得の範囲
(1) 個 人	居住者	非永住者以外の居住者…すべての所得 非永住者……………国内源泉所得, 国外源泉所得のうち国内支払又は国外からの送金による所得
	非居住者	国内源泉所得
(2) 法 人	内国法人	利子, 配当, 芸能人の出演料等の特定の所得
	外国法人	国内源泉所得 (法7)

図 解 (2) 納税義務者の区分

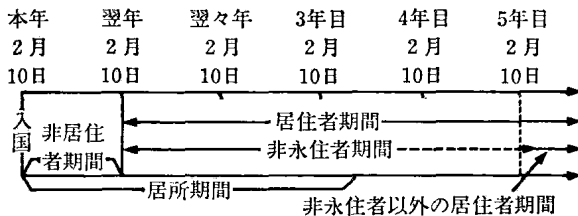
納 税 義 務 者			定 義	法令
個 人	居 住 者	非永住者以外の居住者	①国内に住所を有し ②又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人	法 2 ① 三
		非 永 住 者	①居住者のうち ②国内に永住する意思がなく ③かつ現在まで引き続いて5年以下の期間内に住所又は居所を有する個人	法 2 ① 四
	非 居 住 者		居住者以外の個人	法 2 ① 五
法人 人いを 格社含 の団む な等	内 国 法 人		国内に本店又は主たる事務所を有する法人	法 2 ① 六 法 4
	外 国 法 人		内国法人以外の法人	法 2 ① 七 法 4

要 点

(1) 国家公務員又は地方公務員は、次の者を除き、国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなす(法3①, 令13)。

- ① 日本の国籍を有しないもの
- ② 日本の国籍を有する者で現に国外で居住し、かつその地に永住すると認められる者

(2) 外国に居住していた者が入国した場合の非居住者、非永住者以外の居住者の区分の図説



(注) 上記は居所期間が1年以上の個人についての図説である。

(3) 法人に対して課される所得税は原則として法人税の申告の際に法人税から控除される(法人税法68, 措法68の2)から、その所得税はいわば法人税の前払的性格を有する。

(4) 居住者であるかどうかは、その者が日本人であるかどうかを問わず、もっぱら居住の形態によって判定する。

(5) 住所とは、各人の生活の本拠をいい(民法21), 生活の本拠であるかどうかは客観的事実によって判定し、同一人について同時に2カ所以上の住所はない。

住所の有無及び永住の意思の有無の推定

	本 人	配偶者その他の親族
国内に住所を有する者と推定される場合	国内に居住することとなった個人が次のいずれかに該当するときはその者は国内に住所を有する者と推定される(令14)。 (1) 国内において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。 (2) 日本の国籍を有し、又は出入国管理及び難民認定法による永住の許可を受けており、かつ国内において生計を一にする配偶者その他の親族があり、又国内におけるその者の職業及び資産の有無などに照らし、国内において継続して1年以上居住すると推測するに足りる事実があること。	推定される者と生計を一にする配偶者その他の扶養親族が国内に居住するときはこれらの者も国内に住所を有する者と推定される。
国内に住所を有しない者と推定される場合	国外に居住することとなった個人が、次のいずれかに該当するときは、その者は国内に住所を有しない者と推定される(令15)。 (1) 国外において継続して1年以上居住することを通常必要とする職業を有すること。 (2) 外国の国籍を有し、又は外国の法令により外国に永住する許可を受けており、かつ、国内に生計を一にする配偶者その他の親族を有せず又は国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が再び国内に帰り、主として国内に居住するものと推測するに足りる事実がないこと。	その推定される者と生計を一にする配偶者その他の扶養親族が国外に居住するときは、これらの者も国内に住所を有しない者と推定される。
国内に永住する意思のない者と推定される場合	国内に居住することとなった個人が、次のいずれかに該当するときはその者は国内に永住する意思がないものと推定される(令16)。 (1) 日本の国籍を有せず、かつ、出入国管理及び難民認定法による永住の許可を受けていないこと。 (2) 日本の国籍のほか外国の国籍を有し、かつ、納税地の所轄税務署長に対し、国内に永住する意思がない旨を表明したこと。	

図解(3) 納税義務者の課税所得の範囲

区 分 対 象	所 得 の 内 容
非永住者以外の居住者	その者のすべての所得(法7①一)。
非 永 住 者	国内源泉所得及びそれ以外の所得で国内において支払われ、又は国外から送金されたもの(法7①二)。
非 居 住 者	国内源泉所得(法7①三)。
内 国 法 人	国内において支払われる①利子等、②配当等、③特定の匿名組合契約に基づく利益の分配、④映画、演劇の俳優など特定の芸能人の役務を内容として支払を受ける報酬等(不特定多数の者から受けるものを除く。)、⑤馬主が受ける競馬の賞金、⑥割引債の償還差益(法7①四)。
外 国 法 人	国内源泉所得(国内において行う事業又は資産から生ずる所得及び人的役務の提供による給与又は報酬を除く。)(法7①五)。

要 点

(1) 非永住者、非居住者及び外国法人の課税所得の範囲の基礎となる国内源泉所得については法161、令279～288を参照のこと。

(2) 国外源泉所得で国内において支払われ又は国内に送金されたものの計算等については、特別の方法により所得計算を行う(令17)。

(3) 個人である納税義務者が年の中途中で納税義務者の区分を異にすることとなった場合は、個人が、それぞれ異なる区分ごとに応じて課税所得とされるものを、その年におけるその者の課税所得とする(法8)。

非居住者期間のうち総合課税の適用を受ける所得は居住者期間の所得に含めて申告する。

